

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3860 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 7. 14

・高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言について……………	201
・フランス産牛由来製品等の輸入一時停止措置について……………	202
・病性鑑定部における生化学部門の精度管理体制の構築（大分県）……………	203
・家畜衛生レポート（高知県）……………	206

☆高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言について

（令和7年6月30日付けプレスリリース）

令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生が終息したことを受けて、農林水産省が国際獣疫事務局（WOAH）に提出した清浄化宣言が、令和7年3月28日（金曜日）を清浄化の開始日として、WOAHのウェブサイトに掲載されましたのでお知らせします。

1. 経緯

令和6年10月から令和7年2月まで国内の家きん飼養農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）については、令和7年2月27日（木曜日）までに全ての防疫措置が完了しました。その後、新たな発生が確認されなかったことから、WOAHの規定に基づき、高病原性鳥インフルエン

ザの清浄化宣言を提出していました。今般、当該清浄化宣言が、令和7年3月28日（金曜日）を清浄化の開始日として、WOAHのウェブサイトに掲載されました。

<https://www.woah.org/en/what-we-offer/self-declared-disease-status/> [外部リンク]

2. 防疫対策強化のお願い

高病原性鳥インフルエンザは、令和6年シーズンにおいても北米や欧州のほか、南米等でも発生するなど、世界的にまん延しています。家きん飼養農場を含む畜産関係者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期の発見・通報により、発生予防及びまん延防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

3. その他

令和6年シーズンに発生があった道県において

も、家きん由来製品等の輸出が可能となっています。

詳しくは次のページよりご確認ください。

鳥インフルエンザの発生に伴う家きん肉・家きん卵
の輸出停止・再開について

https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html

(参考)

「鳥インフルエンザに関する情報」についての詳細
はこちらのページを御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

「国際獣疫事務局 (WOAH)」についての詳細はこ
ちらのページを御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>

☆フランス産牛由来製品等の輸入一時停止措置 について

(令和7年7月1日付けプレスリリース)

農林水産省は、令和7年7月1日(火曜日)、フ
ランス産牛由来製品等について輸入一時停止措置を
講じました。

1. 経緯

フランスのサヴォワ県の牛において、ランピース
キン病の発生が確認された旨、フランス家畜衛生当
局から国際獣疫事務局 (WOAH) への通報があり
ました。

2. 対応

WOAHへの通報を受け、本病の我が国への侵入
防止に万全を期するため、令和7年7月1日(火曜
日)、フランス産牛由来製品等(※1)について輸
入を一時停止しました。

(参考) 生きた牛については、2国間で輸入条件が設
定されていないため、従前より輸入できません。

※1: 牛精液、牛受精卵、牛臓器製品、飼料用に供
する偶蹄類動物由来の乳製品(加熱処理が確
認されたものを除く。)

※ 発生国又は地域から生きた牛、牛肉等の輸入を
停止するのは、我が国で飼養されている生きた
牛がウイルスに感染することを防止するため
あり、食品衛生のためではありません。

(参考) フランスからの牛由来製品の輸入実績

	2022年	2023年	2024年
牛精液(アンブル)	3,140	4,330	780
牛受精卵	0	0	0
牛臓器等(トン)(※2)	33	84	6
飼料用乳製品(トン)(※3)	87	145	244

※2: このうち、筋組織の臓器(舌、横隔膜、心臓
等)を除く。

※3: このうち、加熱処理が確認されないものが今
回の輸入一時停止の対象。

出典: 動物検疫所

☆病性鑑定部における生化学部門の精度管理体制の構築

大分家畜保健衛生所

○病鑑 安達恭子

はじめに

2019年、家畜保健衛生所法施行令および施行規則が一部改正され、家畜の保健衛生上必要な試験及び検査の信頼性を確保するために必要な措置をとること、外部精度管理調査を定期的に受験すること等が公的に位置付けられた。

これを受け大分県においても「大分家畜保健衛生所における試験等の業務管理実施要領（以下、実施要領）」を策定したが、鳥インフルエンザ、豚熱およびアフリカ豚熱、ヨーネ病等の重要疾病を中心に構成しており、病性鑑定生化学部門（以下、生化学）における取組みは遅れているのが現状である。

そこで、生化学における検査の信頼性を確保するため、機械器具の保守、教育訓練などを含めた包括的な精度管理体制の構築に取り組んだので報告する。

概要

基本的には既に定めている実施要領に準じて検査を実施するが、その中でも特に重要であると考えられた以下の5項目について生化学部門の現状に合わせた対応を具体的に検討し、必要な書類等を作成し整備した。

- 1 一般管理に関すること（検査室の管理、安全性および教育・訓練に関すること）
- 2 試薬等管理に関すること
- 3 試験等実施に関すること
- 4 機械器具保守管理に関すること
- 5 精度管理に関すること（技能管理、内部精度管理及び外部精度管理）

取り組み内容とその効果

1 一般管理に関すること

（1）検査室の管理に関すること

検査環境異常による管理機器の動作や検査結果の不良が出ないようにするため、検査環境管理に関する手順書を作成した。手順書には、検査室の環境について検査を開始する前に室温および湿度を測定並びに記録し、これを保管することと定めた。2023年4月から温湿度計を検査室に設置し、計測および記録の保管を開始した。

（2）安全性に関すること

生化学部門では管理する薬品の数が300を超え、医薬用外毒物および劇物を含む危険な薬品を取り扱う検査も多い。このため、緊急時における安全性等を確保することを目的として安全性確保に関する手順書を作成した。

手順書には、検査員の安全性確保のため、化学物質に暴露された場合にはSafety Data Sheet（以下、SDSとする。）に則り対応を実施し、速やかに医療機関等を受診するよう定めた。SDSについては、危険度の高い劇物・毒物30薬品の整備を完了し、実施頻度の高い検査で使用する薬品について整備を進めているところである。また、新任者に対する安全性確保トレーニングの実施についても定めた。

さらに、薬品の暴露等、緊急時の措置についても詳細をまとめ、緊急時に備え掲示している。

（3）教育・訓練に関すること

適切で確実な引き継ぎの実施を目的として、検査員交代のシチュエーションにより4パターンの教育・訓練年間計画を作成した。研修は講義形式とOJTで実施することとし、研修記録の作成・検証による検査技術の継承を確保することとした。これにより、引き継ぎに十分な期間が担保できれば、必要な習熟度に達した担当の育成をすることが可能と

なった。

また、年間計画の作成は引き継ぎ項目の漏れ防止にも効果があることがわかった。

2 試薬等管理に関すること

生化学で管理している試薬の多くは使用期限が定められておらず、納品日、開封日が分からない状態であった。

そこで試薬を適切に管理するために試薬管理記録票を作成し、(1) 品名、(2) ロット番号、(3) 使用期限、(4) メーカー指定の保存条件について受入れ時に記載することとし、開封日の項目についても記録票に設けた。試薬管理記録票により、在庫管理、使用試薬のロット管理、使用開始日および使用期限を容易に確認することが出来るようになった。

3 試験等実施に関すること

検査方法や手順等については紙や電子媒体などの保存状態や様式に統一性がなく、どれが最新のものが分かりにくい状態であったことから、当検査室で実施するすべての検査について測定作業手順書およびチェックシートを整備し、電子ファイルで保存することとした。

測定作業手順書については、(1) 検査の目的、(2) 測定方法および測定原理、(3) 検査材料および材料の保管方法、(4) 生物学的基準範囲または臨床判断値、(5) 試薬、機器、器具および消耗品、(6) その他注意事項について記載し、さらに最終改訂日や改訂者を記入することで常に最新データへのアクセスを可能にした。また、測定作業手順書作成により教育訓練の負担軽減も図ることができた。

チェックシートについては詳細な検査手順を記載した。手順をチェックしながら検査を実施することで単純な操作ミスを防止し、検査の詳細を記録した

チェックシートを測定作業日誌として保管することで、検査結果に疑義が生じた場合の検証資料としての活用が可能となった。

4 機械器具保守管理に関すること

検査結果に重要な影響を与えるものおよび検査員の健康保持に必要なものとして、高速液体クロマトグラフィー（以下、HPLCとする。）、分光光度計、冷蔵庫、冷凍庫、超音波洗浄機、マイクロピペット、温度計およびドラフトチャンバーの8機器を選定し、機器ごとに検査機器保守管理標準作業書（以下、検査機器SOPとする。）を作成した。

検査機器SOPでは、全ての機器に管理番号を付与し、使用前（日常）点検項目、定期点検項目及び共通の異常時の処置・記録様式を定めた。

定期点検については、食料安全保障確立対策推進交付金で精度管理の適切な実施を採択し、定期的に機器校正をするよう計画しているが、家保が所有する機器は多く、毎年全ての機器についてメーカーによる点検を実施するのは困難である。そこで、定期点検を1年に1度必ず実施するため、点検項目や点検方法の調査および検討を重ね、担当者が自ら定期点検を実施できるよう検査機器SOPを整備し、管理基準を逸脱した場合にメーカーによる点検を実施することとした。しかし、HPLCについては対象機器の中でも特に高額な精密機器であり、使用頻度が多く、農場指導のため速やかな結果の返却が求められることから、2～3年に1度はメーカーによる点検が必要であると判断した。

5 精度管理に関すること（技能試験、内部精度管理及び外部精度管理）

精度管理を実施するにあたり、精度管理に関する手順書を作成した。

(1) 技能試験

生化学部門では定量検査が主体であり、検査員の技能が検査結果に大きな影響を与えるため、技能試験を年1回以上実施することとした。技能試験として、ホールピペット及びマイクロピペットを用いて液体の採取操作を繰り返し行うことで、同一操作者におけるバラツキを調べ、確実に操作が実施できているかを確認することとした。新任者の結果については操作向上に役立てる指導資料としても用いる予定である。

(2) 内部精度管理および外部精度管理

検査依頼件数が全体の9割を占め、肥育牛や繁殖牛の生産性向上の指導に必要不可欠な項目であるビタミンA (VA) 及びビタミンE (VE) について検討を実施した。

(2) - 1 : 内部精度管理

内部精度管理については、測定値の変化やバラツキを管理するXバー-R管理図法により実施することとした。通常の測定時のみでなく、メンテナンスや測定機器トラブルの対応後にも実施するよう定め、分析システムに異常がないことを確認してから検査を再開できるようにしている。Trend傾向、Shift傾向および大きな変動などの異常が認められた際には、原因を究明し対策を実施することにより、再発防止に努めるようにしている。

(2) - 2 : 外部精度管理

今回検討を実施したVAおよびVEについては民間企業が実施する外部精度管理調査がないことから、代替方法として自作した管理用血清の測定を外部検査機関に依頼し、その結果と当所で測定した結果を比較することとした。

今後の課題と対応

今回、精度管理体制の構築のために検討した項

目ごとの課題とその対応については以下のとおりである。

1 一般管理に関することについて

精度管理には機械器具や検査の記録・保管だけでなく検査員（職員）の習熟度確保も対象に入っている。産休代替や再任事例は引き継ぎの期間が短い場合、担当者の習熟度確保が困難となる場合があるため、柔軟な対応について検討する必要がある。

2 試薬等管理について

生化学で使用する試薬については使用期限が定められていないものも多く存在するため、先進施設の対応を参考に使用期限を設定するよう検討中である。

3 試験等実施について

作成した手順書やチェックシートについては定期的な見直しが重要である。必要に応じて改訂し、少なくとも3年毎に見直しをするようにしていきたい。

4 機械器具保守管理について

HPLCについては定期的にメーカーの点検実施が必要であると判断したため、今後は関係各所と予算的な協議を進めていきたい。また、定期的な検査機器の更新も精度管理上重要なポイントとなるため、大きな故障が起きる前に計画的に更新要求をしていく必要があると考えている。

5 精度管理に関することについて

今回検討した外部精度管理の代替案では施設間の測定誤差の是正が課題として残ったが、しばらくは現状の体制を維持しながら、よりよい方法について検討していきたい。また、合格基準や測定項目についても更なる検討が必要であると考えている。

6 記録の検証

今回は検討できていないが第3者による記録の点検や検証が必要であると考えているため、チェックリストの作成により前任者による内部点検の実施を検討している。

まとめ

今回、全国的にもほとんど実施されていない生化学における精度管理体制の構築に取り組んだ。今後は、現状の課題に対する対応と構築した精度管理体制(P)を実行する(D)とともに、定期的な見直しを行い(C)、必要に応じて改善していく(A)というPDCAサイクルを実行することにより精度管理体制に対して継続的に取り組んでいきたいと考えている。

また、今回の取り組みを全国の生化学担当と共有し、安定した検査技術の継承と生化学検査に対する信頼性確保に努めていきたい。

☆家畜衛生レポート(高知県より)

高知県中央家畜保健衛生所

はじめに

高知県は、温暖な気候で暮らしやすく、豊かな森林と雄大な太平洋に囲まれた美しく自然豊かな県です。本県の家畜保健衛生所は令和6年度から2本所3支所体制に再編され、中央家畜保健衛生所は本所及び嶺北支所、田野支所の2支所になりました。

本所の管轄地域は高知県のほぼ中央部です。全国一級河川の水質ランキング1位を何度も獲得している「奇跡の清流 仁淀川」や「天然鮎が湧き立つ物部川」が管内全域にわたり流れています。仁淀川の知名度は、「最後の清流 四万十川」に比べて劣

るものの、一級河川水質ランキングで1位を獲得し、その透明度の高い青の美しさから「仁淀ブルー」としてその名が知られています。香長平野を南流し太平洋に注ぐ物部川の流域は、高知龍馬空港や高知市にアクセスする国道等が整備され交通の要衝となっています。香長平野は高知県最大の穀倉地帯であり、野菜を中心とする施設園芸の他、稲WCSを中心とした自給飼料の生産も盛んです。

当所の概要

当所は衛生第一課、衛生第二課、振興課、病性鑑定室の3課1室で構成されています。職員は17名(獣医師13名、畜産技術職員4名)です。管内には乳用牛20戸1,500頭、肉用牛18戸600頭、豚4戸130頭、採卵鶏22戸285,000羽、肉用鶏10,000羽が飼養されており、県内最大規模の乳用牛と採卵鶏農場があります。

主な業務の紹介

円安等を背景にした飼料価格等の高騰により、畜産の経営環境は厳しい状態が続いています。このため、本県では、飼料価格高騰の影響を受けにくい畜産への構造転換を図るため、「コスト削減」や「生産性の向上」の取組を支援する対策を進めています。その一つとして、施設園芸等で既に取り組んで





いる「カイゼン」による作業手順の見直しを畜産分野でも令和5年度から実施しています。専門家による現地指導後、農家と家保職員で知恵を出し合いながら改善策を作成し、「カイゼン」に取り組みました。その結果、飼料準備・給与作業に係る移動距離の短縮（年間123km）、整理整頓によりスペースを確保したことで作業着の着替えに要する時間の短縮（年間156分）、作業台の調節による作業姿勢の改善、身体的負担の軽減による作業性の向上など、たくさんの成果がありました。これらの改善は多額の費用をかけることなく実現できました。また、農家自らが知恵を絞りさらなる改善策を模索するなど意識の変化もみられました。令和6年度は、「カイゼン」を実施した農家での取組定着に向けた支援を継続するとともに、家保職員が「カイゼン」の手法を習得し指導力を向上させます。

豚熱の感染状況を把握するための野生イノシシの検査については、死亡した野生イノシシの検査に加え、令和3年度から高知県猟友会の協力を得て、捕

獲した野生イノシシの検査も始まりました。このような中、令和4年9月に県内で初めて野生イノシシでの豚熱感染が確認され、令和5年度末までには合計38頭の陽性を確認しました。感染確認区域はじわと拡大しており、これ以上の拡大を防ぐために経口ワクチンの散布場所や散布方法の変更を検討しています。

当所は県内最大飼養羽数の採卵鶏農場があり、鳥インフルエンザの発生予防はもちろん、発生時に備えた準備についても万全を期しておく必要があります。令和5年度、当該農場にご協力いただき、空き鶏舎を活用した防疫演習を実施しました。家保職員がメインとなり、実際の防疫作業を想定したケージからの鶏の取り出しや運搬、ガス注入、鶏舎外への運び出しを検証しました。また、高床型鶏舎のため、資材配置や重機等の設置の最適化や作業者の安全確保などの検討を行いました。さらに、埋却予定地が実際に利用可能か確認するために試掘を行ったところ、埋却予定地の一部からは大きな埋設物があ

ることが確認されましたが、山を削った場所に埋却予定地があるものの、十分な広さと掘削深度が確保できることが分かり、埋却予定地としての実効性が確認できました。

おわりに

当所管内には、「やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム」、大手旅行サイトの口コミで2年連続1位を獲得した「高知県立のいち動物公園」、日本3大鍾乳洞に数えられ国の天然記念物及び国の

史跡にも指定されている「龍河洞」、物部川の源流・奥物部に静かなたたずまいをみせる「べふ峡温泉」など、家族連れでも楽しめる名所が満載です。また、令和7年春からはNHKの朝の連続ドラマ「あんぱん」の放送が開始されます。主人公は高知県出身の漫画家でアンパンマンの生みの親である、やなせたかしさんがモデルです。放送にちなみ各種イベント等も予定されています。高知県にお越しの際にはぜひ足を延ばしていただければ幸いです。

通 信

農林水産省では7月の人事異動があ

り、消費・安全局の体制も新しくなりました。小職

は約10年ぶりに畜水産安全管理課で仕事をさせてい

たきます。「後始末より未然防止」の考え方に立っ

て食品の安全を確保するため、当課では、飼料安

全、動物薬事、獣医事・獣医療、水産安全など、特

に生産段階において幅広い角度から家畜や魚の健康

維持、畜水産物の安全確保に関わっています。従来

からの対策だけでなく、新しい制度の運用や仕組み

の構築も進んでいますので、現場の課題やニーズの

把握、また正確な情報発信など、関係者とのコミュ

ニケーションを大事にしていきたいと思っています。

農林水産省では、子どもたちに農林水産業につい

て学んでいただくことも霞が関見学デーを今年は8

月6日、7日に開催します。当課からも「みんなで

畜水産物の安全を守ろう」を合言葉に、産業動物獣

医師のお仕事や飼料などについて理解を深めてもら

うための展示を予定していますので、ぜひ多くの皆

さんにご来場いただき、畜水産物の安全確保の取

組を知っていただけるよう準備していきたいと思

います。

毎週月曜日発行

家 畜 衛 生 週 報

編集・発行：農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1